

平塚市ブロック塀等倒壊予防策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震等による災害を未然に防止するため、既存の危険なブロック塀等を除却する者に対し補助金を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 土地に附属し、かつ、通り抜けができる道路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項又は第2項に規定するもの）に面し、50センチメートル以上の高さを有する塀及び門柱で、コンクリートブロック、コンクリートパネル又は石材等を用いて築造したものをいう。
- (2) 倒壊予防策 既存の危険なブロック塀等を除却する工事をいう。

(補助対象物)

第3条 補助金の交付の対象となる危険なブロック塀等は、平塚市内に存する一戸建ての住宅又は兼用住宅（以下「一戸建ての住宅等」という。）に附属するものであって、市長が危険度大と判定したもの及びこれに準ずるものとして市長が特に認めたものとする。

(適用除外)

第4条 次のいずれかに該当する工事については、この要綱の規定は、適用しない。

- (1) 平塚市建築行為に係る狭あい道路整備要綱（昭和60年訓令第2号）第8条の規定により過去に物件移転補償を受けたブロック塀等の除却工事又は同条の規定による物件移転補償を受けて行うブロック塀等の除却工事
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為に伴う工事
- (3) 法人が所有し又は管理するブロック塀等に関し行う工事
- (4) 国及び地方公共団体その他の公共団体が行う工事
- (5) 既にこの要綱（平塚市ブロック塀等防災工事補助金交付要綱（平成16年4月1日施行、平成21年4月1日廃止）を含む。）に基づき補助金の交付を受けた倒壊予防策

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、第3条に規定する補助金の交付の対象となる危険なブロック塀等が附属する一戸建ての住宅等に居住し、かつ、市税を滞納していない者であって、自己の所有する当該ブロック塀等を除却する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第8条の規定に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者は、補助金の交付の対象としない。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で、当該倒壊予防策に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に補助率（100分の50）を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金の額は、一の敷地につき15万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第5条の規定による補助金の交付の申請は、工事に着手する前に、平塚市ブロック塀等倒壊予防策補助金交付申請書（第1号様式）に別に定める書類を添えて行うものとする。

(補助金の交付等決定の通知)

第8条 規則第7条の規定による補助金の交付及び不交付の決定通知は、平塚市ブロック塀等倒壊予防策補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

(事業計画の変更等の承認申請)

第9条 規則第8条第1項の規定による事業計画の変更及び中止の申請は、平塚市ブロック塀等倒壊予防策計画変更・中止承認申請書（第3号様式）に関係書類を添えて行うものとする。

(変更等決定の通知)

第10条 規則第8条第2項の規定により補助金の交付の決定の内容を変更したときは、平塚市ブロック塀等倒壊予防策計画変更・中止承認通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第11条の規定による実績報告は、倒壊予防策の終了後、速やかに、平塚市ブロック塀等倒壊予防策完了実績報告書（第5号様式）に除却が確認できる全景写真、その他別に定める書類を添えて行うものとする。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、平塚市ブロック塀等倒壊予防策補助金額確定通知書（第6号様式）により行うものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の補助金の額の確定通知を受けた者は、市長の指示に従い補助金の支払いを請求するものとする。

(補助対象者の義務)

第14条 この要綱に基づく補助金の交付を受け、第3条に規定する危険なブロック塀等を除却した者は、除却後に建築基準法令に違反した工作物を設置してはならない。

(補助対象の特例)

第15条 市長は、特別の事情があると認める場合は、第3条及び第5条第1項の規定の適用について、別に定めることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
(平塚市ブロック塀等防災工事補助金交付要綱の廃止)
- 2 平塚市ブロック塀等防災工事補助金交付要綱(平成16年4月1日施行)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請がなされる補助金について、適用し、同日前に、廃止前の平塚市ブロック塀等防災工事補助金交付要綱に基づき交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。
(補助金額の時限措置)
- 4 平成30年9月20日から令和4年3月31日までの間、補助金の交付を受けようとする者のいる世帯全員の市民税が前2年間以上非課税の世帯における第6条の規定の適用については、同条第1項中「(100分の50)」とあるのは、「(100分の100)」とし、同条第2項中「15万円」とあるのは、「30万円」とする。
(有効期限)
- 5 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、決裁の日(平成23年3月29日)から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。